

飯塚市子育て世帯訪問支援事業 受託事業者募集要項

1 目的

飯塚市では、家事・子育て等に対して不安や負担を抱えている子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問して家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事・子育て等の支援を行うことで、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まり等を未然に防ぐことを目的とする子育て世帯訪問支援事業を実施します。

つきましては、飯塚市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第 3 条に基づき、本事業を委託する事業者を募集するものです。

2 事業内容に関する事項

(1) 業務名称

飯塚市子育て世帯訪問支援事業委託業務(社会福祉法に基づく第 2 種社会福祉事業)

(2) 委託期間

契約締結日の翌日から当該年度末まで

(3) 支援対象家庭

事業の対象となる家庭（以下「対象家庭」という。）は、飯塚市に居住し、児童や保護者からの相談や庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談により把握され、事業による支援が必要であると認められる次の各号のいずれかに該当するものとする。

- ① 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ② 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある家庭等及び保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭並びにそれに該当するおそれのある家庭
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭及びそれに該当するおそれのある妊婦のいる家庭
- ④ その他、事業の目的に鑑みて、市長が事業による支援が必要と認める者

(4) 業務内容

業務委託仕様書による。

(5) 委託料

委託料は、1 回の派遣につき、1 時間当たりの金額に利用時間を乗じて得た額に、1 件当たりの金額を合算した額とする。なお、当該支援時間に 30 分未満の端数が生じる場合はこれを切り捨て、30 分以上 1 時間未満の端数が生じる場合は 0.5 時間として、派遣料の 2 分の 1 に相当する額を委託料として算出する。

- ① 訪問支援を実施した場合（初回の事前訪問含む）

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ア 生活援助（午前 9 時から午後 6 時） | 1 時間当たり 3,300 円 |
| 生活援助（午後 6 時から午後 8 時） | 1 時間当たり 4,125 円 |
| イ 身体介護（午前 9 時から午後 6 時） | 1 時間当たり 5,600 円 |
| 身体介護（午後 6 時から午後 8 時） | 1 時間当たり 7,000 円 |
- ② 支援対象者等の都合により派遣日当日に中止した際のキャンセル料 550 円/回

3 応募資格

次の（1）から（3）のいずれかを満たす市長が適当と認める法人格を有する福岡県内の事業者とする。

- （1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する「指定障害福祉サービス事業者」であり、同法第 5 条第 2 項に規定する「居宅介護」を行う事業者
- （2）介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する「指定居宅サービス事業者」であり、同法第 8 条第 2 項に規定する「訪問介護」を行う事業者
- （3）家事支援又は育児支援の事業実績があり、事業開始時点で 1 年以上の派遣実績がある事業者

4 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する事業者は、本募集に応募することができない。

- （1）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定するもの）又は暴力団員の密接関係者が、役員就任や経営関与している団体等
- （2）国税、地方税を滞納している団体等
- （3）手形又は銀行取引停止処分がなされている団体等、若しくは支払い停止事由が発生している団体等
- （4）差押え、仮差押え又は仮処分を受けている団体等
- （5）破産、会社更生、民事再生、会社整理、特別清算その他倒産等に関する法律のいずれかの手続について申し立てを行っている団体等
- （6）専ら宗教活動や政治活動を目的とした団体等
- （7）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当する団体等

5 応募方法

本業務の受託者として契約を締結することを希望する者は、下記に掲げる書類を飯塚市こども家庭課こども家庭相談係まで持参又は郵送して、飯塚市による審査を受けなければならない。（郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法とすること。）

- （1）必須提出書類

- ① 受託事業者登録申請書（様式第 1 号）
- ② 誓約書兼同意書（様式第 2 号）
- ③ 事業者の概要（様式第 3 号）
- ④ 業務実績調書（様式第 4 号）
- ⑤ 役員名簿及び照会承諾書（様式第 5 号）
- ⑥ 従事者名簿（様式第 6 号）
- ⑦ 法人の登記事項証明書（原則、3 か月以内発行のもの）※写し可
- ⑧ 定款又はこれに類する書類（任意様式）
- ⑨ 指定書の写し（指定居宅サービス事業者又は指定障害福祉サービス事業者の場合）
- ⑩ 印鑑証明書 ※写し可
- ⑪ 納税証明書

国税分 納税証明書その 3 の 3（法人税及び消費税に未納のない証明）※写し可

県税分 納税証明書（法人県民税及び法人事業税）※写し可、滞納なし証明でも可

市税分 滞納なし証明書（原本提出）※市内に本店、営業所を有する場合

※その他、必要に応じて追加で資料提出を求める場合があります。

6 その他

- (1) 応募に要する経費は、応募者の負担とする。
- (2) 提出のあった書類は、返却しない。
- (3) 市長 が「5 応募方法」に掲げる書類のほかに追加書類の必要があると認める場合は、当該書類の提出を求め、応募者は誠実に対応しなければならない。
- (4) 提出書類の審査の結果は書面により応募者に通知する。なお、本事業の受託者として適当であると市長が認めた選定事業者については、契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行うものとする。
- (5) (4) による協議が整い次第、契約関係書類を郵送するので、必要個所に記入押印のうえ、指定の期日までに担当部署あてに提出すること。

7 担当部署

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号
飯塚市役所 こども未来部こども家庭課こども家庭相談係
TEL : 0948-22-5500（内線 1125）
FAX : 0948-21-9508
E-mail : kodomokatei@city.iizuka.lg.jp